

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業

サービスコード表

(令和6年6月施行版)

1. 予防給付型訪問サービス(従前相当)サービスコード表(サービス種類コードA2)
2. 生活支援型訪問サービス(緩和型)サービスコード表(サービス種類コードA3)
3. 予防給付型通所サービス(従前相当)サービスコード表(サービス種類コードA6)
4. 短時間型通所サービス(緩和型)サービスコード表(サービス種類コードA7)
5. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(サービス種類コードAF)

【サービスコードとサービスの種類名】

サービスコード	サービスの種類名
A2	訪問型サービス(独自)
A3	訪問型サービス(独自/定率)
A6	通所型サービス(独自)
A7	通所型サービス(独自/定率)

灰色

⇒ 和歌山市では使用しないサービスコード

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表

A2 予防給付型訪問サービス(従前相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176単位 日割りの場合 ÷ 30.4日 39単位 (2)1週に2回程度の場合 2349単位 日割りの場合 ÷ 30.4日 77単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位 日割りの場合 ÷ 30.4日 123単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な内容の指定事由 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22	(二)所要時間20分以上45分未満の場合	179	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間45分以上の場合	220	220	
A2	1441	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施 イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (一)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	1	1	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(二)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	1	1	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合	1	1	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	1	1	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月1回限度
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算		

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表

A3 生活支援型訪問サービス(緩和型)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	生活支援型訪問サービスⅠ(1割・5回限)	週1回程度(月5回まで)	生活支援型訪問サービスⅠ 235単位	235	1回につき
A3	1002	生活支援型訪問サービスⅡ(1割・10回限)	週2回程度(月10回まで)	生活支援型訪問サービスⅡ 235単位	235	
A3	1003	生活支援型訪問サービスⅢ(1割・15回限)	週3回程度(月15回まで)	生活支援型訪問サービスⅢ 235単位	235	
A3	1004	生活支援型訪問サービスⅠ(2割・5回限)	週1回程度(月5回まで)	生活支援型訪問サービスⅠ 235単位	235	
A3	1005	生活支援型訪問サービスⅡ(2割・10回限)	週2回程度(月10回まで)	生活支援型訪問サービスⅡ 235単位	235	
A3	1006	生活支援型訪問サービスⅢ(2割・15回限)	週3回程度(月15回まで)	生活支援型訪問サービスⅢ 235単位	235	
A3	1007	生活支援型訪問サービスⅠ(3割・5回限)	週1回程度(月5回まで)	生活支援型訪問サービスⅠ 235単位	235	
A3	1008	生活支援型訪問サービスⅡ(3割・10回限)	週2回程度(月10回まで)	生活支援型訪問サービスⅡ 235単位	235	
A3	1009	生活支援型訪問サービスⅢ(3割・15回限)	週3回程度(月15回まで)	生活支援型訪問サービスⅢ 235単位	235	

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表

A6 予防給付型通所サービス(従前相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1798単位	日割の場合 ÷ 30.4日 59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援2	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3621単位	日割の場合 ÷ 30.4日 119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	網掛け部分は、和歌山市では使用しません		436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22			437単位	447	1回につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1001 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算		

A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算V6	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の63/1000加算
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算V7	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の56/1000加算
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算V8	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の69/1000加算
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算V9	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の54/1000加算
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算V10	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の45/1000加算
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算V11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の53/1000加算
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算V12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の43/1000加算
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算V13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の44/1000加算
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算V14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の33/1000加算

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	定員超過の場合 ×70%	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表

A7 短時間型通所サービス(緩和型)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A7	1001	短時間型通所サービスⅠ(1割・5回限)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度(月5回まで)	短時間型通所サービスⅠ 315単位	1回 につき
A7	1002	短時間型通所サービスⅡ(1割・10回限)	事業対象者・要支援2 週2回程度(10回まで)	短時間型通所サービスⅡ 315単位	
A7	1003	短時間型通所サービスⅠ(2割・5回限)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度(月5回まで)	短時間型通所サービスⅠ 315単位	
A7	1004	短時間型通所サービスⅡ(2割・10回限)	事業対象者・要支援2 週2回程度(月10回まで)	短時間型通所サービスⅡ 315単位	
A7	1005	短時間型通所サービスⅠ(3割・5回限)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度(月5回まで)	短時間型通所サービスⅠ 315単位	
A7	1006	短時間型通所サービスⅡ(3割・10回限)	事業対象者・要支援2 週2回程度(月10回まで)	短時間型通所サービスⅡ 315単位	

和歌山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表

AF 介護予防ケアマネジメント

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	442単位	442
AF	2211	介護予防ケアマネジメント・虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算		438
AF	2230	介護予防ケアマネジメント・虐待・業務継続		業務継続計画未策定減算 4単位減算	434
AF	3211	介護予防ケアマネジメント・業務継続	業務継続計画未策定減	4単位減算	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 介護予防委託連携加算		300

1月につき

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。